

ごとうさぎょうち ーむ しゅうろう ろうどうおよ こよう ぎじょうし がつ にちぶん
 合同作業チーム(就労(労働及び雇用))議事要旨(10月26日分)

1. 日時:平成22年10月26日(火)14:00~17:00

2. 場所:厚生労働省低層棟2階講堂

3. 出席者

まついざちょう こまむらふくざちょう いとういいん かつまたいいん くらたいいん こんどういいん
 松井座長、駒村副座長、伊東委員、勝又委員、倉田委員、近藤委員、
 さいとういいん しんたにいいん たけしたいいいん
 斎藤委員、新谷委員、竹下委員

4. 議事要旨

ろんてん しょうがい しゅべつ ていど こようぎむ うむ こよう きかいとう
 (論点1(「障害の種別・程度によって雇用義務の有無、さらには雇用の機会等に
 かかさ だいいちじいけん だい げんじょう かいぜん しょうがいしゃ
 格差があるなど」(「第一次意見」第3-4-1)の現状の改善、および障害者
 ろうどうしゃせい けんりせい かくほ かんれん きほんりねん も こ ひつよう
 の労働者性や権利性の確保との関連でどのような基本理念を盛り込む必要が
 あるか。)について)

ろうどうけん ちゅうしん しょうがいしゃ せいかつ しあわ てん
 ・労働権を中心に、障害者がどういう生活をするのが幸せなのかという点を
 ねんとう ぎろん
 念頭に議論すべき。

ろうどう しゅうろう しごと はたら ことば なに いみ
 ・「労働」「就労」「仕事」「働く」といった言葉が、それぞれ何を意味するの
 か。

ろうどうけん はたら きかい ろうどうさんぼう はたら うえ けんり
 ・「労働権」とは、「働く機会」のことなのか、「労働三法など働く上での権利」
 きょうつうにんしき も うえ ぎろん
 のことなのかについて共通認識を持った上で議論すべき。

ふくしてきしゅうろう ほごこよう ことば いめーじ
 ・「福祉的就労」と「保護雇用」の言葉のイメージも、はっきりさせないといけない。

ろうどうほう ぜんめんてきよう かんが いっき じつげん むずか
 ・労働法を全面適用すべきと考えるが、一気には実現するのは難しいので、
 ちんぎんほてん しゃかいてきぎょうしょ ひつよう
 賃金補填や社会的事業所が必要となる。

しょうがいしゃけんりじょうやくだい じょう りねん ちか ぼいんと
 ・障害者権利条約第27条の理念にいかに近づくかがポイント。

しょうがいしゃ ろうどう ろうどうほうき ほごか お
 ・障害者の労働については、ただ労働法規の保護下に置けばいいというものでは
 さまざま しえん く あ ひつよう
 ない。様々な支援を組み合わせる必要がある。

しょうがいしゃ だれ ろうどう けんり も じゅうよう しょうがいしゃ
 ・障害者は誰でも「労働する権利」を持っているとうたうことが重要。障害者
 ろうどうけん ほご げんじょう ぐたいてき しめ きほんほう しょうがいしゃ
 の労働権が保護されていない現状を具体的に示さないと、基本法に障害者
 ろうどうけん か
 の労働権を書くことはできない。

しょうがいしゃ ろうどう しゃかいさんか めん たしゃ かか ちんぎん え
 ・障害者の労働には社会参加という面もあり、他者と関わりながら賃金を得
 じゅうよう
 るものとして重要。

はたら しゃかいさんか いみ ろうどう ゆうしょう
 ・「働く」ことを「社会参加」としてしまうと、意味があいまいになる。労働とは有償

ろうどう あき けんりせい
労働であることを明らかにして、権利性をはっきりさせるべき。

けんぽう しょうがいしゃ ふく けんり さだ しょうがいしゃ
・憲法では、障害者も含めたみんなの権利として定められているが、障害者
いがい はたら けんり ほうりつ さだ しょうがいしゃ はたら
以外についても「働く権利」も法律には定められていない。あえて障害者の働
けんり ほうりつ か そうおう うらづ ひつよう けんり うら
く権利だけを法律に書くのであれば、相応の裏付けが必要である。「権利」の裏
ぎむ いしき
には「義務」があることも意識すべき。

しょうがいしゃ ろうどうけん きほんほう か ほうこう はたら ひと はたら ば かくほ
・障害者の労働権を基本法に書く方向で。「働きたい人が働ける場の確保」
はたら かた ほしょう しょうがいしゃ たいとう はたら じょうけんせいび
「あらゆる働き方の保障」「障害者が対等に働けるための条件整備」につ
きほんほう たいおう ほうこう
いても、基本法で対応する方向で。

しょうがいしゃ ろうどうのうりよく ろうどう じょうたい きょういく
・障害者は労働能力がないのではなく、労働できる状態までにする教育、
いりょうとう しえん おこな しょうがいしゃ かのうせい ひだ
医療等の支援が行われていないだけ。あらゆる障害者の可能性を引き出して
ろうどう してん ひつよう
労働につなげていくという視点が必要。

ろんてん しょうがいしゃ ろうどうしゃせい ほご ふくしてきしゅうろう いっぱんこよう いこう
(論点2(障害者の労働者性の保護と福祉的就労から一般雇用への移行を
すずめる上で、どのような見直しが必要と考えるか。))について)

ふくしてきしゅうろう いっぱんしゅうろう あいだ う しく ひつよう みのおし と く
・福祉的就労と一般就労の間を埋める仕組みが必要。箕面市で取り組んでい
しゃかいてきこよう くに せいど ちんぎんほてん もつと とくちょうてき
る「社会的雇用」では国の制度にないものとして賃金補填が最も特徴的。

しゃかいてきじぎょうしょ しごと かくほ しょうがいしゃ ろうどう ちんぎん しく
・「社会的事業所」は仕事を確保し、障害者が労働して賃金をもらう仕組
ちんぎんほてん ぜったい いたりあ こうてききかん ゆうさきてき しごと
み。賃金補填は絶対ではない。イタリアでは公的機関が優先的に仕事を
はっちゅう かね ほじょ しごと ゆうずう しく
発注するなど、金を補助するのではなく、仕事を融通する仕組みとなっている。

ちんぎんほてん じんてきしえん しごと しんこうさく おも ていあん みるじゆかんきさく
・賃金補填、人的支援、仕事の振興策が主な提案。民需喚起策として
はっちゅうそくしんぜいせい みなお こようせいど きょうどうじゅちゅうまどぐちそしき
発注促進税制の見直しのほか、みなし雇用制度、共同受注窓口組織へ

ざいせいてきしえん おこな じぎょうしょ さいていちんぎん ぶん いじょう
の財政的支援を行い、事業所において最低賃金の3分の1以上の
ちんぎん はら さいていちんぎん た ぶぶん ちんぎんほてん
賃金を払えるようにすべき。最低賃金に足りない部分を賃金補填すべき。

ふくしてきしゅうろう ば ろうどう じつたい ふくしてきしゅうろう かんが かた
・福祉的就労の場でも労働の実態がある。福祉的就労という考え方をやめ、
ろうどうしゃせい みと けんり ほしょう じぎょうしょ じじょどりよく さいてい
労働者性を認め権利を保障すべき。事業所の自助努力だけでは最低
ちんぎん はら しゃかいしえんこようせいど ろうどうしゃ けんり まも
賃金は払えない。社会支援雇用制度をつくり、労働者としての権利が守ら
しょうがいしゃ けんり まも
れていない障害者の権利を守るべき。

ふくしてきしゅうろう か ろうどうほうせい なに てきよう
・福祉的就労をやめたらどう変わるのか。労働法制の何を適用すべきか。
しゅうろうけいぞく がた がた しょうがいしゃ ろうどうしゃせい みと なに ぐたいてき
就労継続A型・B型で障害者の労働者性を認めると、何が具体的な
けんり みと きょうつうにんしき ひつよう
権利として認められるのか、共通認識が必要。

・ 職業教育、職場支援、通勤支援、住宅支援、所得保障等のサポートが機能していない中で、福祉的就労がなくなると行き場がなくなる。障害者の労働を支援するプログラムが必要。

・ 障害年金や事業所への報酬を出している中、さらに賃金補填で工賃と最低賃金の差を埋めることは国民の理解を得られるのか。政策的に妥当かどうか。

・ 労働者性というなら福祉的就労の下で事業所に出されている補助金は出ない。それで障害者は守られるのか。障害者の「労働の権利」を明確にしなければ、社会的に受け入れられない。

・ 基本法に何を書か。今まで出たのは「多様な働き方の保障」「仕事を確保する仕組み」等。

（論点3（多様な働く場としての自営や起業、社会的事業所や協同組合、および保護雇用（社会支援雇用）のあり方をどのように考えるか。）について）

・ 賃労働でなくても、NPOなどの社会的に有意な活動については、生活できる糧を得られるよう評価すべき。社会的事業所、協同労働などにNPOが含まれるか。

・ NPOなど多様な活動を評価することは重要だと思うが、資本主義においてはけいざいせい ひつよう しゃかいてきじぎょうしよ けいざいかつどう ともな ぜんてい かんが 経済性が必要なので、社会的事業所も経済活動を伴うものを前提に考えるべき。

・ 基本法に書く「障害者の労働の権利」は「働く場の保障を含め、原則として全ての福祉的就労に労働法規が適用されることの宣言」と「経済活動と認められるものに対し、賃金補填を行い最低賃金を公的に保障」の2つの側面を持つという理解になるか。

・ まだ福祉的就労は残さざるを得ないが、社会的事業所に向けて進んでいくという方向性を基本法に書くことはできないか。

・ 支援措置で労働法規を適用できるところまで底上げし、可能な限り労働法規を適用すべき。具体的には、賃金補填や優先発注等による事業者への支援が考えられる。

・ 福祉的就労で働く人は能力が低いと決めつけている。一般企業で障害の

おも ひと はたら たいとう いっぱん う い しょうがいしゃ
 重い人は働けるのか。対等といっても一般には受け入れられていない。障害者
 はたら かた かんが なお ひつよう
 の働き方について考え直す必要がある。
 しゅうろういこう しゅうろうけいぞく ちいきかつどうしえんせんた さいへんせい ぎろん
 ・就労移行、就労継続、地域活動支援センターなどの再編成についても議論
 ひつよう こよう かた ぎろん ひつよう しゃかいてきぎょうしょ は一ど
 が必要。雇用のあり方についても議論が必要。社会的事業所はハードとし
 とら つうじょう きぎょう しえん はたら ふく
 て捉えるのか、それとも、通常の企業における支援によって働けることも含む
 のか。

ろんてん しょうがいしゃ たい しゅうろうほしょう しょとくほしょう かんれん かんが
 (論点4 (障害者に対する就労保障と所得保障との関連をどのように考
 えるか。)について)

ふくしてきしゅうろう さいていちんぎん ぶん しはら ひと やく まんにん
 ・福祉的就労のうち最低賃金の3分の1が支払われている人が約3万人だ
 しゃかいてきぎょうしょ きゅうしゅう のこ ひと
 とすると、社会的事業所で吸収できるのではないか。あとは、残された人た
 しえん ひつよう ぎろん しゃかいてきぎょうしょ しゃかいしえん
 ちにどういう支援が必要かという議論になるか。社会的事業所と社会支援
 こよう ちが なに ちんぎんほてん うむ ふく ぎろん
 雇用の違いは何か。賃金補填の有無も含めて議論したい。

しょうがいしゃ さいしよ い じんせい か い
 ・障害者は、最初にどこに行ったかで人生が変わってしまう。どこに行っても
 しゅうよく いた しえん わんすとつぷ そうだんまどぐち じんてき
 就職に至る支援がなされるべきだが、ワンストップの相談窓口がない。人的
 しえん いどうしえん こみゆにけーしょんしえん ちんぎんほてん く あ ろうどう
 支援、移動支援、コミュニケーション支援に、賃金補填を組み合わせて労働を
 しえん しく しゃかいしえんこよう
 支援する仕組みが「社会支援雇用」である。

しゃかいしえんこよう しゃかいてきぎょうしょ さまざま じょうきょう しえん
 ・社会支援雇用にしても、社会的事業所にしても、様々な状況や支援
 つーる く あ しえん おこな ちんぎんほてん ひつよう き
 ツールを組み合わせて支援を行うことで賃金補填が必要かどうか決まるのではな
 いか。

しゅうろうしえん はろーわーく かつよう よ しゃかいしえんこよう
 ・就労支援はハローワークでやっておりそれを活用すれば良い。社会支援雇用は、
 しょうがいしゃ つか
 障害者でなくても使えるものではないのか。

しょうらいてき しゃかいしえんこよう じゃくねんしゃ ほーむれす ふく おも
 ・将来的には、社会支援雇用に若年者やホームレスを含むのはよいと思うが、
 げんじてん どうれつ ろん そうけい しょうがいしゃ あ しえん しく つく
 現時点で同列に論じるのは早計。まずは、障害者に合った支援の仕組みを作
 あ じゅうよう
 り上げることが重要。

ちんぎんほてん しょとくほしょう ちが なに しょとくほしょう
 ・賃金補填と所得保障との違いは何か。むしろ所得保障ができてればよい
 のでは。

しょとくほしょう なか ちんぎんほてん いめーじ ちんぎんほてん こよう
 ・所得保障の中に賃金補填がある、というイメージ。賃金補填による雇用
 そうしゅつ しゃかいてきめりつと ひょうか
 創出といった社会的メリットをどう評価するか、ということ。

ちんぎんほてん はたら ひと たい ちんぎん うわの はたら のうりょく
 ・賃金補填は、働いている人に対する賃金の上乗せ。働くことによって能力

こうじょう かのうせい かくだい きたい しゃかいてき めっせーじ おく
の向上や可能性の拡大が期待でき、社会的にもよいメッセージが送れる、と
てん いみ
いう点で意味がある。

しょうとくほしょう じぎょうしょ ほうしゅう まんえん ほんにん
・所得保障だけでなく、事業所への報酬10万円をそのまま本人にあげれば
いみ しょうがいしゃ しゃかい で はたら せいかつ いみ
よいが、それでは意味がない。障害者が社会に出て、働いて生活することに意味
がある。

しょうがいしゃ のうりょく はつき ば かくほ さいていちんぎん ほしょう
・障害者が能力を発揮できる場を確保すべきであり、そこで最低賃金が保障
ささ しゃかいてきじぎょうしょ ほじょきん
されるべき。それを支えるべき社会的事業所は、補助金なしでやっていけるの

か。

じんてきしえん ちんぎんほてん しごと かくほ かくほ じゅうど しょうがいしゃ すく
・人的支援、賃金補填、仕事の確保が確保されないと、重度の障害者は救

われない。

はたら ひと ちんぎんほてん ほしょう はたら ひと
・働くことができる人には賃金補填で保障していき、働くことができない人に
しょうとくほしょう しく ひつよう
は所得保障の仕組みも必要。

きほんほうだい じょう だい じょう おおはば かいせい ひつよう しょうがいしゃ たよう はたら
・基本法第15条、第16条は、大幅な改正が必要。障害者の多様な働
かた そうしゅつ ほうこうせい う だ は一とこうにゅうほう かんこうじゅ
き方の創出という方向性をしっかり打ち出すべき。ハート購入法や官公需
ゆうせんはっちゅう じぎょうたい きぼ ちい しょうきぼ しごと う
の優先発注があっても、事業体の規模が小さければ、小規模の仕事しか受
けられない。事業体を育てることが必要。

ねんきんかいかく しょうがいねんきん さいていほしょう ほうこう か
・年金改革で障害年金も最低保障がつく方向で変わるのではないか。
ぜんたい とお きほんほう しょうがいしゃ ろうどうけん ほしょう ほうこう
・全体を通して、基本法においては、障害者の労働権の保障をうたう方向
たよう はたら ば かくほ しく ちんぎんほてん ふく はたら ば かが
で。「多様な働く場を確保する仕組み」「賃金補填を含めた、働く場に関わら
せいかつ しく しごと かくほ しく ひつよう
ず生活できる仕組み」「仕事を確保するための仕組み」が必要。

いじょう
以上